

# 事業所税の申告・納付について

## 【本資料の内容】

事業所税は、納税義務者の方が自ら税額の計算をして納税をしていただく「申告・納付」になっています。

また、適正な事業所税の課税を行う理由から、納税の必要がない方でも、一定の要件に該当される場合は、市内に所在する事業所用家屋の延床面積や従業員数を申告していただくことになっています。

本資料は、事業所税の申告・納付においてご質問の多かった“不使用家屋の取扱い”や“中小企業者が使用する保管のための倉庫の減免”“事業所用家屋の申告図面例”について掲載をしました。

## 【お問合せ等】

本市において、初めての税金となる事業所税の申告については、どのように申告をすれば良いのか分からない事業所の方もいると思います。

この資料をご覧いただき、ご不明な点等がありました時は、お手数をおかけいたしますが、下記担当課までお問合せください。

連絡先

久留米役所 市民税課（事業所税担当）

TEL 0942-30-9098 / FAX 0942-30-9753

# 目 次

1	事業所税の申告が必要な方について	P. 1
2	事業所税の申告について	P. 2
3	不使用家屋の取扱いについて	P. 5
4	中小企業者が使用する保管のための倉庫の減免	P. 7
5	事業所用家屋の申告図面例（平面図）	P. 10

# 1 事業所税の申告が必要な方について

市内に所在する事業所等で事業を行う法人または個人の方で、次のいずれかに該当する場合、事業所税の申告及び納税額のある方は納付が必要となります。

## ① 納税の申告が必要な事業所の方

次のいずれかの要件に該当する場合、事業所税の申告及び納税額の納付が必要になります（両方該当すれば両方必要です）。

- 市内の各事業所等に係る事業所床面積の合計面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える場合
- 市内の各事業所等の従業者の数の合計数が 100 人を超える場合

なお、判定にあたっては、非課税に該当する部分を除いて判定してください。

## ② 床面積・従業員数の申告が必要な事業所の方

適正な課税を行うため、納税の必要がない方でも、次のいずれかの要件に該当する場合は、床面積や従業者数の申告が必要になります（両方該当すれば両方必要です）。

- 市内の各事業所等に係る事業所床面積の合計面積が  
800 m<sup>2</sup>を超えて 1,000 m<sup>2</sup>以下の場合
- 市内の各事業所等の従業者の数の合計数が  
80 人を超えて 100 人以下の場合

### 【申告・納付が必要な方早見表】

No	区 分	申 告	納 付
①	納税の申告が必要な事業所の方	有	有
②	床面積・従業員数の申告が必要な事業所の方	有	無

## 2 事業所税の申告について

「①納税の申告が必要な事業所の方」は、次の申告書を作成しご提出ください。

No	申告書	様式	内 容
1	事業所税の申告書	第 44 号様式	事業所税の税額を算出します
2	内 訳	事業所等明細書	// 別表 1 床面積・従業者数等を記載します
3		非課税明細書	// 別表 2 該当があれば作成します
4		課税標準の特例明細書	// 別表 3 //
5		共用部分の計算書	// 別表 4 //

### 【作成上の注意】

申告する床面積は、現況の床面積ですので、固定資産税の課税床面積を基本として申告していただくことになります。

申告書の作成にあたっては、固定資産税の課税明細書をご確認の上作成してください。

なお、新增築や取壊しを行われた場合など、固定資産税の課税明細書に反映されていないことがありますのでご注意ください。

申告書は、別表 1 から順に作成され、最後に別表の内容を転記していきながら申告書を作成してください。

### 【確認資料の提出】

申告の内容（区分）に応じて、以下の資料を申告書に添付してご提出ください。

区 分	資 料	内 容
資 産 割	事業所等の平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税の課税床面積と申告床面積が異なる場合</li> <li>非課税、課税標準の特例、減免、休止施設等がある場合</li> </ul>
	家 屋 写 真	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税、課税標準の特例、減免、休止施設等がある場合</li> <li>当該施設の使用状況が確認できるもの</li> </ul>
従業者割	給 与 総 額 等 の 月 別 集 計 表	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業者割に係る納税額がある場合</li> <li>様式はお問合せください（任意様式可）</li> </ul>
資産割・従業者割共通	許認可証等の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税、課税標準の特例、減免の適用がある場合で、当該事業を行う要件として、許認可証等が必要な場合</li> </ul>
みなし共同事業	みなし共同事業に係る明細書	<ul style="list-style-type: none"> <li>みなし共同事業がある場合</li> <li>様式はお問合せください（任意様式可）</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告内容確認のため、前述以外の資料等の提出をお願いすることがあります</li> </ul>	

「②床面積・従業員数の申告が必要な事業所の方」は、事業所税の申告書や明細書に床面積・従業者数を記載して申告をしていただくことになります。

【作成上の注意】 前述のとおりです。

【確認資料の提出】 特にありません。

「事業所税の減免」は、事業所税減免申請書を作成しご提出ください。

#### 【減免の対象施設】

減免の対象となる施設は、減免対象施設一覧（「事業所税の手引き」及び「市ホームページ」に掲載）に掲げる施設及び保管倉庫（本資料に掲載）に係る施設です。

「事業所税の手引き」は、市役所市民税課にて配布しています。

「市ホームページ」 URL <http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

久留米市ホームページ ⇒ くらしの情報 ⇒ 税金 ⇒ 事業所税

⇒ 事業所税の非課税、課税標準の特例、減免

#### 【減免申請書の作成】

詳しくは、P.9 事業所税減免申請書（記載例）を参考にしてください。

減免は、減免申請書が提出された後、審査を行って、適正と認められれば減免されます。

従って、「事業所税の申告書」は、減免額を控除しないところで作成してください。

#### 【確認資料の提出】

以下の資料を事業所税減免申請書に添付してご提出ください。

No	資 料	内 容
1	事業所等の平面図（家屋図面）	当該減免施設の位置や床面積等が確認できるもの
2	家 屋 写 真	当該減免施設の使用状況が確認できるもの
3	許認可証等の写し	当該減免に係る事業を行う要件として、国県等の許認可証が必要な場合
4	そ の 他	申請内容確認のため、前述以外の資料等の提出をお願いすることがあります

事業所税の申告・納付の時期等は次のとおりです。

区 分	申告・納付の期限	申告・納付の場所
事業所税の申告書		[申告・申請場所] 市役所市民税課
法人事業所	事業年度終了の日から2ヶ月以内	
個人事業所	翌年の3月15日	[納付場所]
事業所税減免申請書		指定金融機関等（郵便局を除く）、市役所・総合支所・市民センター
法人事業所	申告の提出期限の7日前まで	
個人事業所		

**【申告・納付上の注意】**

■ **申告はご郵送でも構いません。**

なお、申告内容を確認するために必要な資料の提出がない場合は、改めて当該資料のご提出をお願いすることになりますのでご了承ください。

■ **減免の申請書は、事業所税の申告書と一緒にご提出ください。**

申告納付期限を過ぎると、減免申請は受けられません。

なお、事業所税の申告書に記載される税額は、減免額を控除する前の金額で記載してください。

■ **減免の申請がある場合、先に減免額を差し引いた金額をお納めください。**

なお、減免申請が認められなかった場合は、減免額分を追納していただくことになります。

■ **申告納付の期限後に申告納付する場合は、延滞金と加算金がかかりますのでご注意ください。**

### 3 不使用方法屋の取扱いについて

同一事業所内において不使用方法屋がある場合は、その家屋の状態から“休止施設”にできる場合があります。

この“休止施設”は、現に事業の用に供していない状態にある施設のことです。

“休止施設”にできる場合、当該休止施設に係る床面積は、免税点判定時には含んで判定をしますが、課税標準を算定する際には除外することができます（当該床面積分の税額が控除されず）。

なお、老朽化や破損等により家屋に値しないような廃棄同然の施設と評価される場合については、事業所税の対象とはなりません。

不使用方法屋について、この“休止施設”に該当するかどうかの適否及び申告の仕方は、下記に従って取扱いいただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 休止施設に該当する場合（次の全てを満たす必要があります。）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 事業に供するための維持補修もされず、物置など他の用途にも供されていないもの</li><li>② 当該箇所が明確に区画されているもの</li><li>③ 算定期間の末日から遡って6月以上連続して休止していたもの</li></ul> |
|--|

#### （遊休施設：休止施設に該当しません）

現に操業は行われていない場合でも、業務の用に供するために維持補修が行われており、いつでも操業ができる状態にあるような施設については、事業所税の対象になり、その床面積は免税点判定に含めると共に課税標準の算定にも入れます（課税の対象になります）。

#### 2 申告の仕方

休止施設に係る床面積は、免税点の判定に含むため、非課税としてではなく「課税標準の特例」として扱います。

従って、申告に際しては、“課税標準の特例明細書”に記載して申告することになります。

なお、休止施設に係る納税額は全部控除されますので、控除割合は1/1になります。

また、ご提出いただく家屋の平面図上で、当該休止に係る施設の位置及び床面積を、家屋写真で、その休止の状況の確認ができることが必要です。

申告の手続き等について、ご不明な点がありました時は、担当までお問合せください。

課税標準の特例明細書(記載例)

算定期間	年 月 日から	※ 整理番号	事務所	区分	納税者番号	申告区分
	年 月 日まで					

第四十四号様式別表三

※		事業所等の名称		本 社		事業所等の所在地		久留米市△△町××番地□			
課税標準の特例内訳		資 産 割				従 業 者 割					
		課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 (㉞×㉟) ㊱	課税標準の特例適用対象従業者給与総額 ㉡	控除割合 ㉢	控除従業者給与総額 (㉡×㉢) ㉣				
法第701条の41 第 項第 号該当	休止施設	328.00	1/1	328.00	円					円	
法第701条の41 第 項第 号該当											
	雇用改善助成対象者								1/2		
	合 計	328.00		328.00							
※		事業所等の名称				事業所等の所在地					
課税標準の特例内訳		資 産 割				従 業 者 割					
		課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 (㉞×㉟) ㊱	課税標準の特例適用対象従業者給与総額 ㉡	控除割合 ㉢	控除従業者給与総額 (㉡×㉢) ㉣				
法第701条の41 第 項第 号該当					円					円	
法第701条の41 第 項第 号該当											
	雇用改善助成対象者								1/2		
	合 計										
控除事業所床面積等の合計				328.00		控除従業者給与総額の合計					



## 4 中小企業者が使用する保管のための倉庫の減免

(久留米市が行う事業所税の減免)

### 1. 減免の内容

中小企業者が事業用家屋として使用する『原材料（資材）、半製品又は製品及び商品の保管のための倉庫』に係る資産割を1/2減免します

中小企業者が使用する事業用家屋の内、収益性が低いと判断される在庫保管のための倉庫について減免をします。

### 2. 中小企業者の範囲

この減免の適用となる中小企業者の範囲は、次表のとおりです。

号	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員数
1	製造業、建設業、運輸業、その他 (次号から第4号業種を除く)	3億円以下の会社	300人以下の会社及び個人
2	卸売業	1億円以下の会社	100人以下の会社及び個人
3	サービス業	5千万円以下の会社	100人以下の会社及び個人
4	小売業	5千万円以下の会社	50人以下の会社及び個人

※なお、この場合、「資本金の額又は出資の総額」もしくは「従業員数」のどちらかの基準を満たせば中小企業者になります。

### 3. 保管のための倉庫の定義（要件）

- ① 中小企業者が事業用家屋として使用するもので、「原材料（資材）、半製品又は製品及び商品」の在庫保管を目的としていること。
- ② 倉庫には、一棟の倉庫（家屋）に加え、実態として、保管するために使用されている「工場や店舗部分とは明確に区分された部屋又は場所」も含むものとする。
- ③ 減免の適用となるためには、①②の保管倉庫として常態化していること。

#### 4. 保管倉庫の適用基準

区 分	適 用 基 準
資 材	物を作るための材料のことをいい、この場合、足場やバリケード等の道具的性格を有するものは含みません。
半 製 品	製造・加工工程の途中にあり、最終製品としては完成していないが、中間製品として販売・貯蔵がなされるものをいいます。
商 品	卸、販売を目的とした財物を指し、サービス（役務）の提供を目的とした顧客からの預かり品等は除きます。
保管倉庫として扱う場所	工場内の作業場や店舗内の売場等と区分されたものであるため、家屋内の柱や床に描かれたラインやテープ等で区画され、保管倉庫として扱う場所と識別できることが必要です。
常 態 化	保管倉庫として、課税標準の算定期間の末日まで6月以上継続して使用していることです。

#### 5. 減免適用の判定日

この減免の適用を受ける保管倉庫であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況において行います。

#### 6. 重複適用の禁止

この減免の適用にあたっては、課税標準の特例やその他の減免との重複適用はしません。

#### 7. 減免申請の仕方

減免申請の仕方については、本資料 P. 3～4 をご参照ください。

事業所税減免申請書（記載例）

年 月 日 久留米市長 宛て	申請者	(フリガナ) 名称(氏名)	〇〇〇〇工業(株) ⑩					所在地 (住所)	〒830-8520 久留米市△△町××番地□  (電話 0942-30-〇〇〇〇 担当 )	
		法人番号								
		代表者名	代表取締役 久留米 太郎 ⑩							

久留米市市税条例第141条の14第2項の規定により、事業所税の減免を下記のとおり申請します。

申告書の内容	事業年度又は課税期間		年 月 日から		年 月 日まで	
	資産割 申告税額	① 1,674,000 円	従業者割 申告税額	② 円	事業所税 申告税額	③ 円
減免を 申請する 内 容	資産割		従業者割		減免対象事業用家屋の所在地（家屋の用途）	
	減免対象 床面積④	512.50 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	減免対象 給与総額⑩	円 円	久留米市△△町××番地□ (本社：工作用機械の部品製造)	
	減免対象税額⑤ (④×600円)	307,500 円 円	減免対象税額⑪ (⑩×0.25%)	円 円	減 免 理 由	
	減免割合⑥	1/2 /	減免割合⑫	/ /	工場内にある製品保管のための施設の減免を申請するもの。 当該施設は、保管場所をラインで区画しており、その使用状況は別添写真のとおりです。	
	減免税額⑦ (⑤×⑥)	153,750 円 円	減免税額⑬ (⑪×⑫)	円 円		
	資産割の 減免税額計⑧	153,730 円	従業者割の 減免税額計⑭	円		
	減免後税額⑨ (①－⑧)	1,520,250 円	減免後税額⑮ (②－⑭)	円	(適用) 久留米市市税条例施行規則第 10 条第 1 項第 20 号 久留米市市税条例施行規則第 条第 項第 号	
減免後の納付額⑯ (⑨+⑮)	1,520,200 円 (100 円未満切捨て)					

(注) 1. この申請書は申告書とあわせて提出してください。 2. 減免理由を証明する関係書類を添付してください。 3. ⑤⑦⑪⑬は1円未満を切り上げます。

4. 申告納付期限を過ぎますと受付できませんので、期限までに必ずご提出ください。

# 5 事業所用家屋の申告図面例(平面図)

事業所名 ○○○○工業(株) 本社  
 所在地: 久留米市△△町××番地□

